

「関西地区 大学ボランティアセンター連絡協議会」規約

(名称)

第1条 本会の名称は、「関西地区 大学ボランティアセンター連絡協議会」とする。

(目的)

第2条 本会は、大学ボランティアセンター（以下、「センター」とする）のあり方を検討し、大学ボランティアコーディネーター（以下、「コーディネーター」とする）の専門性向上とセンターの存在価値を高め、認知度向上をめざす。

本会の活動を通じて、コーディネーターがエンパワメントされることで、センターの機能充実に貢献するとともに、センターにかかわる学生の自発性・社会性を育み、社会参加の機会を効果的に提供することに寄与する。

(活動)

第3条 本会は、目的を達成するために、以下の活動を行う。

(1) 研究会の開催

センターの事業や運営における共通の課題や成果を共有し、事例研究や情報交換などによって、センターのあり方検討やコーディネーターの専門性向上をめざす場として研究会を開催する。

(2) メーリングリストの運用

構成員限定のメーリングリストを運用する。

(3) 提言活動への取り組み

センターの存在価値を高め、認知度向上につながる提言活動に取り組む。

(4) その他、目的を達成するために必要とされる活動を実施する。

(構成員)

第4条 本会の目的に賛同し、会の活動に積極的に参画し、以下の要件を満たすものを構成員とする。なお、継続については、年度ごとに意思確認を行う。

*活動年度は、4月より翌年3月とする。

(1) 関西地区の大学ボランティアセンターもしくは大学で同等の機能を有する部署。

(2) 会が特別に認める者、もしくは団体。

*本会構成員のほかに、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

*その他、会にはかって決定する。

(入会および退会)

第5条 入会および退会は書面により事務局に提出し、協議会で承認を得るものとする。

(会費)

第6条 本会構成員は、次に定める会費を納入しなければならない。

会費 年 5,000円

- 2 前項の会費は、事務局から入会承認の通知を受けた日から2ヶ月以内に納入しなければならない。

第7条 活動年度の中途に入会した構成員の当該年度の会費は、入会承認月にかかわらず年額の全額とする。

- 2 前項の会費は、事務局から入会承認の通知を受けた日から2ヶ月以内に納入しなければならない。

第8条 次に該当する本会構成員については、会費を免除する。

- (1) 事務局を担当する構成員
- (2) 会計を担当する構成員
- (3) 免除すべき相当の事由があると会が認めるもの

(運営)

第9条 本会の円滑な運営のために、世話人、事務局および会計を置く。世話人、事務局および会計は、協力して本会の運営にあたる。

- 2 世話人、事務局は、協議会で決定する。
- 3 会計は、特定非営利活動法人ユースビジョン（京都市中京区御倉町85-1 烏丸ビル2階 Flag 三条）が担当する。
- 4 世話人は、5人程度とする。事務局は世話人とする。
- 5 世話人の任期は4月より1年度とし、再任は妨げない。
- 6 事務局は、構成員による持ち回りとする。
- 7 事務局の任期は4月より1年度とし、持ち回りの順番は協議会で決める。
- 8 会計の任期は4月より1年度とし、再任は妨げない。

第10条 世話人は、次の役割を担う。

- (1) 本会の運営の概要の立案
- (2) 本会の活動企画に関する意見のとりまとめ

第11条 事務局は、次の役割を担う。

- (1) 協議会の開催
- (2) 必要に応じて、世話人会の開催
- (3) 協議会の運営
- (4) 事務局の引継ぎ
- (5) その他、協議会運営のために必要なこと

第12条 会計は、次の役割を担う。

- (1) 本会の財産および会費の管理
- (2) 本会の決算

(規約および覚書の改廃)

第13条 その他の必要な事項は、覚書に定める。

- 2 本規約および覚書の改廃は、本会の議を経て決定する。

附則

- (1) この規約は、2009年4月1日から施行する。
- (2) 2013年7月18日の協議会において、一部改正。
- (3) 2016年7月22日の協議会において、一部改正。